

平成27年12月3日

安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）
の廃止を求める意見書採択についての請願

愛知県議会議長
横井 五六様

愛知県議会事務局
27局議請願陳情第5-6号
平成 27.12. 3 受付
請願陳情第 19 号
平成 27.12. 3 受理
総務県民委員会

請願者
住所 名古屋市北区上飯田南町3-2
新日本婦人の会北支部
支部長
氏名 津田 由紀 印

紹介議員 わしの 恵子
下奥 奈歩

【請願の趣旨】

9月19日参議院で、安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の採択が強行されました。その後のどの世論調査でも、同法は違憲あるいは反対と答えている人が5～6割、政府は説明不足との回答は8割にのびります。NHK調査では、安政法制の成立で「抑止力が高まり、日本が攻撃を受けるリスクが下がる」という政府の説明に、59%の人が「納得できない」と答えています。廃止を求める国民の運動も、さらに大きく広がっています。

安全保障関連2法は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、「戦闘地域」での武器や燃料などを補給する兵站活動、戦争状態の地域での治安活動など、すべてが憲法9条を踏みにじるものです。だからこそ、多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが繰り返し「憲法違反」と明快に述べているのです。

日米両政府は11月3日、8月の通常国会で暴露された内部文書どおり、平時から集団的自衛権行使にいたるまで米軍と自衛隊の一体化、日本政府を丸ごと動員する常設機関「同盟調整メカニズム」の設置と運用で合意するなど、恐るべき軍事態勢づくりをすすめています。

憲法第98条は最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとしており、憲法違反の安全保障関連2法は廃止以外にありません。

戦後70年、いまこそ、戦争への道をくいとめ、憲法9条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての日本の歩みをすすめるべきです。

【請願事項】

貴議会として関係する国の機関に対し、戦争につながる安全保障関連2法の廃止を求める意見書を提出されるよう請願します。

以上